

沖縄県工芸士認定事業概要

沖縄県工芸士認定事業は、県内で伝統工芸製品等の製造に直接従事して、高度の技術、技法を保持し、かつ後継者の指導・育成等に協力できる者を、知事が「沖縄県工芸士」として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって工芸産業の振興を図ることを目的に平成11年度に創設された。

沖縄県工芸士は、各伝統工芸製品等の工芸産地組合の長（ただし、工芸産地組合が形成されていないその他工芸品等については市町村長）からの推薦により、課題作品、自由作品の審査を経て認定される。

なお、認定要件及び事業予定は次のとおりである。

1 認定要件

- (1) 伝統工芸製品等の製造に現在も直接従事し、10年以上の実務経験を有していること。
- (2) 伝統工芸製品等の製造に関する高度の技術、技法及び必要な知識を有していること。
- (3) 伝統工芸製品等の振興に貢献するとともに、後継者の指導・育成等に協力できること。
- (4) 沖縄県内に居住していること。

2 審査対象工芸品

沖縄県伝統工芸産業振興条例の規定に基づき沖縄県知事の指定を受けた伝統工芸製品（26品目）及び小木工、竹細工、その他県が認める工芸品

3 事業スケジュール（令和8年度）

- 6月：沖縄県工芸士候補者の推薦を各市町村長及び各工芸産地組合の長に依頼
8月：第1回沖縄県工芸士認定委員会により、課題作品・自由作品の提示
8月～1月：課題作品・自由作品製作期間
1月：第2回沖縄県工芸士認定委員会により、作品の審査
3月：沖縄県知事より認定

